

2019年6月11日

お客さま 各位

エイ・ワン少額短期保険株式会社

代表取締役 片山 勉

## 保険料（過剰領収分）の返戻について

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、弊社はかねてより、賃貸入居者さま向けの家財保険商品「賃貸入居者あんしん総合保険」を販売していましたが、一部の保険コース（下部に記載）において、本来お客さまより頂戴すべき保険料よりも過剰に領収していたことが判明いたしました。この度は弊社の運営不備により、お客さまへご迷惑をおかけし、また、不信感を与える結果となり、深くお詫び申し上げます。

現在弊社では、本件の対象のお客さまへご案内を差し上げているところではございますが、一部のお客さまは既にご転居をされていることから、弊社にて所在が不明となっております。

つきましては、本件にお心当たりのあるお客さまにつきましては、本件に該当するかどうかの確認と、該当した場合のご返金手続きについてご説明差し上げますので、下部に記載の連絡先までご連絡賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### ■賃貸入居者あんしん総合保険 保険料返戻対象コース

・ N1140	家財補償額 850 万円	保険料：14,000 円
・ N2270	〃	保険料：27,000 円
・ NM126	〃	保険料：1,260 円（月額）
・ N1150	家財補償額 900 万円	保険料：15,000 円
・ N2290	〃	保険料：29,000 円
・ NM135	〃	保険料：1,350 円（月額）

#### ■本件に関するお問い合わせ先

エイ・ワン少額短期保険株式会社

お客さまサービスセンター

TEL：0120-991-520（土日祝の17:00～10:00を除く）

※『保険料過剰徴収の返戻について』とオペレーターへお伝えください